

平成28年9月定例農業委員会議事録

(開会 9月23日(金)午前9時)

(欠席委員) 増岡和明委員

(事務局出席者) 廣戸事務局長、久野主幹、原田副主幹、鈴木主任主査、
酒井主任主査、成田主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから9月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、18名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、17番の岡本守直委員、18番の高橋春夫委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第22号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 明知上の件について、地元委員からご意見をお願いします。

岡本(清)委員：申請地は今年も作付けされており、譲受人に所有権が移ってもすぐに農業経営、作付ができる状態になっています。特に問題ないと思いますので審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

議長：つづきまして、番号2 明知上の件について、地元委員からご意見をお願いします。

岡本(清)委員：番号2の申請地についても作付けされており、所有権の移転後すぐに作付ができる状態になっています。特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

鈴木(文)委員：売買の価格は分かれますか。

事務局：あくまで参考までですが、番号1については、1,000㎡あたり300万円、番号2については、1,000㎡あたり360万円で取引される予定です。

議長：その他に意見等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、許可することとします。

《採決結果：議案第22号 全員賛成2件》

議長：つづきまして、議案第23号について、事務局から説明を求めます。

【議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：番号1は第2種農地、番号2から4は第1種農地、番号5、6は第3種農地に該当》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 三好上の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(薫)委員：先日、現地を確認しました。申請地北側を倉庫及び駐車場として、申請事業者が利用しております。その隣の土地である申請地を加えて一体で利用する計画です。周囲は民家が建っており、申請農地は保全管理の状態です。雨水排水については、申請地南側の住宅の排水路へ接続し放流することとすることで、特に問題ないと考えておりますので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号2 西一色の件について、地元委員からご意見をお願いします。

加藤（英）委員：この件については、事務局から説明があったとおり、6月に農振除外で審議していただき、適当という回答があった案件です。前回の6月の時点での計画との変更点としては、汚水排水を下水管に接続することとなった点です。

事務局：補足して説明をいたします。6月に審議いただいた内容は、農業振興地域の農用区域設定の除外をすることが適当かという点でしたが、今回は、農地を農地以外の地目へ変更することについての審議となるため、再度の手続きとなります。その農振除外の計画時から農地転用許可申請までの間に、排水確認作業を行い、下水道の担当課と協議が整い、下水道管へ接続するとの設計変更があったとのことでした。

加藤（英）委員：汚水排水を下水管に接続することは良いことであると思います。愛知用水土地改良区工区長が心配していましたので、いい報告ができると思います。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号3 明知上の件について、地元委員からご意見をお願いします。

岡本（清）委員：当該申請地は、分家住宅用地のすぐ近くの場所です。8月21日に区長、愛知用水土地改良区と話し合いました。特に問題ないのではないかとまとめられましたので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号3について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達

することとします。

議長：つづきまして番号4 明知下の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

深谷委員：位置図を見ると分かるように、申請地は分家住宅用地に位置します。譲渡人は、譲受人の祖父に当たります。申請地の隣には、既に母親の分家住宅が建築されており、その隣に建築するとのこと。地元としては分家住宅用地での建築であるため、特に問題はありませんので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号4について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号4について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号5 福谷の件について、地元委員として意見を申し上げます。位置図を見ていただくと分かる通り、申請地は集落内の畑であり、9月に自治区の審査会を開きましたが自治区長、地元土地改良区工区長等も特に問題がないという意見をいただいております。周辺の農地にもほとんど影響がないと思いますので、特に問題はないと思いますので、審議の程、よろしく申し上げます。

ただいま地元委員として説明しましたが、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号5について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして番号6 高嶺の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

す。

光岡委員：申請地へ資材置き場を設置したいとの申請です。地図を見ていただきますと北側に大きな道路があり、申請地の西側には高速道路が通っています。近くに鉄工所が2つあり、法人の駐車場等もあります。計画は資材置き場であるため、付近の農地への影響がある事業ではないと思います。愛知用水については、30年以上前にこの高速道路ができて間もなく全て撤去してありますので、愛知用水の問題もありません。周辺には工場や民家などがありますが、資材置き場として利用するための転用であり、鉄工所の作業が行われるわけでもないため、問題はないと思います。全面の道路も車の通行が多いため、周辺には影響が少ないと思います。このような状況であるため、審議の程、よろしく願いいたします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号6について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号6について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号6について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第23号 全員賛成6件》

議長：つづきまして、議案第24号について、事務局から説明を求めます。

【議案第24号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。

鈴木(文)委員：15ページの人ですが、今回設定分を含めて、4,000㎡を超えることとなりますが、急にたくさんの畑を借り受ける理由はありますか。例えば定年後、農業をすることになった等のきっかけがあると思いますが、何かご存知でしたら説明してください。

事務局：今回申し出のあった農地の内、正式な手続を経ていませんが申し出者が耕作されている農地があり、整理をしたいと以前から相談を受けていました。また、現在耕作している農地の隣接地の所有者に後継者がおらず、申請者に耕作して欲しいという話もあるということで、その2点を解消するために、

今後も農業経営を行っていただくことが条件であると理解いただいた上で、利用権設定の手続きとなりました。実状としては、約3,400㎡を今回一気に耕作し始めるわけではなく、現状に合わせて整理するということです。今後隣接地の土地所有者と協議の上、農地を保全していくために所有権の移転の許可申請をされる見込みがありますので、その点もご承知おきください。

近藤（邦）委員：地元委員として、補足いたします。今回利用権設定を行う、申し出者と、土地所有者の一部は親戚関係にあります。土地所有者が高齢となり、耕作することができなくなったために、今回の申し出人が今後耕作することとなった次第です。また、今回親戚が所有している分の農地を整理するにあたり、隣接する農地の所有者から一緒に耕作を依頼されたため、その部分についても増加した次第です。

議長：その他に何か意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：意見等もないようですので、利用権設定に賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第24号、全員賛成》

議長：続きまして、諮問第2号について、事務局から説明を求めます。

【諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。》

議長：ただいま、事務局から説明のあった番号1 三好下の件について、地元委員からご意見ををお願いします。

竹谷委員：この案件ですが、一度6月に農振除外の申し出をしましたが、一旦取り下げ、今回改めて申請頂きました。位置図を見ていただきたいのですが、排水関係については、申請地に沿って市道があり、2メートル位の排水路があるため、そこへ放流すると伺っており、地元も了承しております。申請地の状況ですが、南側が樹齢30年位の梨畑であり、北側は家庭菜園の状況です。また、周辺農地は梨畑と柿畑となっています。7月13日に事業者、地元区長はじめ土地改良区の役員や関係者を集めて、地元説明会を行いました。そこで問題となったのは、周辺の果樹に年25回から30回位消毒をするため、駐車場に消毒が掛かってしまうことによるトラブルが発生するのではないかということでした。協議を進めた結果、事業者が駐車場周辺に3メートルの支柱を設置し、消毒がかからないように防葉ネットを設置し、お互いにトラブルのないように配慮することで話がまとまりました。事業者は昭和37年に地元へ来てから40年以上たちましたが、今まで大きなトラブルもなくきた経緯も

あるため、地元としても問題ないのではないかという意見も出ましたので、審議の程、よろしく願いいたします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：つづきまして番号2 明知下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

深谷委員：地元で8月17日に、事業者、設計事務所、行政書士、地元の役員、それから近隣の農地の所有者を集めて説明会を行いました。明知下地区においても少ない4反田がなくなってしまうことが残念であるという意見がでましたが、土地所有者及び事業者の意向であるため、やむを得ないということとなりました。また、愛知用水土地改良区の施設の管理について意見が出ました。南側道路は市道ですが、市道沿いに排水路があります。今回申請については大型車が三十台超通りますので、この辺の施工を適切に行い、何かあった時は対応して頂くという条件付きで、愛知用水土地改良区工区長も了解しました。申請地北側には県道があり、本来であれば県道側へ車を出していただきたいですが、県道との境に水路があり、2メートル以上埋める必要があるため、市道側へ車を出さざるを得ない部分もあり、このような話となりました。隣接農地の耕作者へも意見を聞きましたが、排水や騒音、匂いなどで問題となるような事業ではないですが、駐車場であるため埃について心配しているとのことであり、その辺りの配慮をお願いしたいとの話でした。営農について一番心配なのは周辺が田ですから、夜中の明かりで影響が出るのではないかという点です。事業者へは、あくまでもそういう施設が田へ影響を及ぼさないように配慮してくださいとお願いしております。そういう部分で影響があれば、対処いただくという条件つきで地元で了解をしましたので、審議の程、よろしく願いします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：つづきまして番号3 打越の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：9月16日に土地改良区役員を交え、審査会を開きました。地図を見ると分かると思いますが、申請地が集落に囲まれており、営農環境には影響がないと判断しました。申請地の真ん中に通路みたいな空地がありますが、この部分は道路と水路が埋設されている場所です。一つの駐車場として利用するには利用しにくい状況ではあります。2年ほど前にも計画がされましたが、複雑な農地の状況であるため整理が難しく、今回再度計画され、申し出頂いた経緯となります。申請地は、10年ほど前から農地パトロールをすると違反転用の状況であり、駐車場として利用されてきましたが、最近の9月16日に打越の農地パトロールを実施した際には、ネギが植えつけされており、農地へ復元された状況でした。事業者は従業員10名ぐらいの会社で、元気のある会社だと思っておりますので、打越地区としてもこの会社を支援したいと思っておりますので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：つづきまして番号4 福谷の件について、地元委員として意見を申し上げます。現地を9月15日に確認し、9月18日に地元区長、土地改良区工区長等と意見交換をし、特に問題はないとのことでした。開業以来お客さんもふえてきて、福谷区としても地元の事業者なので大事にしたいとのことですので、審議の程、よろしく申し上げます。ただいま地元委員として説明をした番号4について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第2号、全員賛成》

[報告事項]

- 1 平成28年8月分農地転用届出の受理状況について
- 2 農地改良届出について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、意見等のある方は挙手をお願いします。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これを持ちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 農作物の鳥獣被害について（木戸委員より情報提供）

木戸委員：みよし市北部地域においてイノシシの被害が深刻であり、農業共済も補償対象として調査を実施している所です。市としては、何か対策はしていますか。

事務局：みよし市鳥獣被害防止対策事業補助金制度により、檻や罠の購入に当たり補助金を交付することで対応しております。被害がある場合は、ご報告、相談いただきますようお願いします。

- 2 農業委員会先進地視察研修について
- 3 利用状況調査について

事務局：何かご質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

事務局：以上を持ちまして、9月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。